

新冠町新エネルギー・省エネルギー導入促進事業に関する規則

○新冠町LED照明導入促進事業に関する規則

(平成24年3月9日規則第7号)

改正 平成30年3月30日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、町内のLED照明導入を促進するための措置（以下「奨励策」という。）を講ずることにより、本町における省エネルギー対策及び温室効果ガス排出削減対策を推進することを目的とする。

(対象機器)

第2条 奨励策を講じるLED照明（以下「対象機器」という。）の整備は、LED電球、LED蛍光灯及びLED照明器具とする。

(基本方針)

第3条 町長は奨励策に関する基本的な方針として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 奨励策は、町内一般家庭における対象機器の早期導入の促進を目的とする。

(2) 奨励策の種類は、次のとおりとする。

ア 新エネルギー・省エネルギー導入促進補助金

イ LED照明購入補助金

(3) 奨励策を講ずる期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(申請の制限)

第4条 前条第2号に掲げる補助金の申請は、同一年度1世帯につき1回限りとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。